

○津山圏域資源循環施設組合クリーンセンター周辺環境整備事業補助金交付要綱

平成21年4月27日
津山圏域資源循環施設組合告示第8号

(目的)

第1条 この要綱は、津山圏域資源循環施設組合（以下「組合」という。）の設置するクリーンセンターの建設及び運営を円滑に推進し、周辺地域との協調を図るため、周辺環境整備事業を行う町内会等に対し、補助金を交付する際に必要な事項を定めることを目的とする。

(補助対象地域及び経費)

第2条 この要綱による補助対象地域は、クリーンセンターの所在（計画を含む。）する地域とし、対象地域内の町内会等が行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助するものとする。

2 前項の規定による地域及び経費は、次のとおりとする。

補助対象地域（大字）	補助対象経費
津山市領家，津山市中北下，苫田郡鏡野町下原	クリーンセンター周辺環境整備のために要する施設の設置に要する経費

(交付申請)

第3条 補助金の交付を申請しようとする者は、次に掲げる書類を添えて補助金交付申請書（様式第1号）を管理者に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他管理者が必要と認める書類

(交付の決定及び通知)

第4条 管理者は、前条の申請があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、当該申請者に対し補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

2 管理者は、補助金交付決定に当たり、必要な限度において条件を付することができるものとする。

(状況報告及び調査)

第5条 管理者は、補助事業が適正に行われているかどうかを知るために、必要があると認めるときは、決定通知を受けた者から状況報告を徴し、又は補助事業の関係書類その他必要な物件を調査することができるものとし、決定通知を受けた者は、これに協力しなければならない。

(実績報告)

第6条 決定通知を受けた者は、当該補助事業が完了したときは、速やかに次に掲げる書類を管理者に提出しなければならない。

- (1) 事業実績報告書
- (2) 収支決算書
- (3) その他管理者が必要と認める書類
(請求及び支払)

第7条 決定通知を受けた者が補助金の請求をしようとするときは、前条の書類を提出した後、請求書を管理者に提出しなければならない。

- 2 管理者は、前項の請求に係る補助事業が適正に行われたことを確認のうえ、補助金を支払うものとする。ただし、補助金交付の目的を達成するため、特に必要があると認めるときは、補助金の概算払又は前金払をすることができる。
(交付決定の取消し)

第8条 管理者は、補助金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取消することができる。

- (1) 虚偽その他不正の手段により交付を受けようとし、又は受けたことが明らかになったとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) その他補助金の交付決定内容、これに付した条件その他の法令又はこの要綱に違反したとき。
(補助金の返還)

第9条 管理者は、前条の規定により補助金の交付決定を取消したときは、その取消しに係る全部又は一部について既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(加算金及び延滞金)

第10条 補助金の交付を受けた者が、前条の規定により補助金の返還を命ぜられた場合は、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額100円につき1日3銭の割合で計算した加算金を組合に納付しなければならない。

- 2 補助金の交付を受けた者が、補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額100円につき1日3銭の割合で計算した延滞金を組合に納付しなければならない。
- 3 管理者は、前2項の場合においてやむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

付 則

この要綱は、公示の日から施行する。

付 則（平成22年2月23日告示第35号）

この要綱は、平成22年2月23日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

補助金交付申請書

年 月 日

津山圏域資源循環施設組合

管理者 殿

団体名

住所

代表者氏名



津山圏域資源循環施設組合クリーンセンター周辺環境整備事業補助金交付要綱
第3条の規定により、補助金の交付を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

記

申請額 円

- 添付書類
- 1 事業計画書
 - 2 収支予算書
 - 3 その他管理者が必要と認める書類

様式第2号（第4条関係）

指令 第 号
年 月 日

殿

津山圏域資源循環施設組合管理者 印

補助金交付決定通知書

年 月 日付申請があつた津山圏域資源循環施設組合クリーンセンター周辺環境整備事業補助金については、次のとおり（次の条件を付し）交付します。

記

補助金額 円

（条件）